

審決

訂正 2015 - 390034

東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 4 3 番 2 号

請求人

オリンパスイメージング 株式会社

東京都台東区上野 3 丁目 1 6 番 3 号 上野鈴木ビル 7 階 梓特許事務所

代理人弁理士

小山 卓志

特許第 5 7 1 1 8 3 9 号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第 5 7 1 1 8 3 9 号に係る明細書、特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲のとおり一群の請求項ごとに（全請求項）訂正することを認める。

理 由

第 1 手続の経緯

本件特許第 5 7 1 1 8 3 9 号（以下、「本件特許」という。）は、平成 22 年 7 月 27 日に出願した特願 2010 - 167789 号（以下「原出願」という。）の一部を平成 26 年 5 月 9 日に新たに出願したものであって、平成 27 年 3 月 13 日に特許権の設定登録がなされ、その後、同年 4 月 7 日付けで本件訂正審判の請求がなされたものである。

第 2 請求の要旨

1. 請求の趣旨

本件審判の請求の趣旨は、「特許第 5 7 1 1 8 3 9 号の明細書、特許請求の範囲を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲のとおり一群の請求項ごとに訂正することを認める、との審決を求める。」というものである。

2. 訂正事項

特許第 5 7 1 1 8 3 9 号発明の特許請求の範囲の請求項 1 の第 1 レンズ群の構成に関する「前記第 1 レンズ群は、最も物体側から順に、正の屈折

率を有するレンズと、正の屈折率を有するレンズと、負の屈折率を有するレンズと、を有し、」との記載における「屈折率」を、「屈折力」と訂正することで、「前記第 1 レンズ群は、最も物体側から順に、正の屈折力を有するレンズと、正の屈折力を有するレンズと、負の屈折力を有するレンズと、を有し、」に訂正する。（以下「本件訂正事項」という。）

第 3 当審の判断

1 本件訂正事項による訂正後の請求項 1 の記載は、下記のとおりである。

「物体側から像面側に順に、
正屈折力の第 1 レンズ群と、
正または負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、
正屈折力の第 3 レンズ群とからなり、
前記第 1 レンズ群は、最も物体側から順に、正の屈折力を有するレンズと、正の屈折力を有するレンズと、負の屈折力を有するレンズと、を有し、
前記第 1 レンズ群の物体側面から前記第 2 レンズ群の物体側面の間に配置された明るさ絞りを有し、
前記第 1 レンズ群中の最物体側レンズと前記第 3 レンズ群中の最像側レンズは常時固定であり、
前記第 2 レンズ群が 1 つの負レンズ成分からなり、
前記負レンズ成分が単レンズであり、
遠距離から近距離へのフォーカシングに際して前記第 2 レンズ群のみが像側に光軸移動し、
前記第 3 レンズ群は、前記第 3 レンズ群中の最も大きい軸上空気間隔を挟んで物体側に配置された正屈折力のフロントサブレンズ群と像側に配置された負屈折力のリアサブレンズ群からなることを特徴とする結像光学系。」（下線は訂正された部分である。）

2 訂正の目的について

（ 1 ）光学レンズ分野における技術常識

ア 光学レンズにおいて、「入射した平行光束を収束させる働きを持つものを凸レンズ」、「発散させるものを凹レンズ」といい、レンズの両面の形状に応じて両凸レンズ、平凸レンズ、凸凹レンズ（メニスカスレンズ）等といい、両面の相対的な曲率の違いに応じて中央が周囲より厚い場合は凸レンズとして、逆の場合は凹レンズとして働く、さらに、凸レンズを正レンズ、凹レンズを負レンズということのいずれも、技術常識である。

イ また、凸レンズの場合、無限遠からの入射光線がレンズを透過後、像側で焦点を結び、レンズ中心から焦点までの距離を正の値で示される焦点距離として定義され、凹レンズの場合には、無限遠からの入射光線がレンズを透過後、像側で拡散し、拡散する光線を物体側に延長すると焦点を結び、レンズ中心からこの物体側の焦点までの距離を負の値で示される焦点距離として定義され、焦点距離の逆数がレンズの「屈折力」と定義されるから、正の「屈折力」は、凸レンズにおける像側焦点距離の逆数であり、負の「屈折力」は、凹レンズにおける物体側焦点距離の逆数であることも、光学技術における技術常識である。

ウ さらに「屈折率」は、「真空中の光速度 c と媒質中の光速度（位相速度） v との比 c/v 」（「理化学辞典」第5版、株式会社岩波書店、1998年12月25日、p59「屈折率」の項）であり、光学レンズ技術一般において、光速度に負の速度は定義されないことから、「屈折率」として、負の値がないことも明らかである。

（2）本件特許明細書における第1レンズ群の構成に関する記載

「【0052】

さらに、第1レンズ群について、以下の構成とすることが好ましい。

【0053】

前記第1レンズ群は、前記明るさ絞りの物体側に配置された2枚の正レンズと少なくとも1枚の負レンズを有することが好ましい。

【0054】

正の屈折力を複数の正レンズに分担し、負レンズを用いることで、球面収差やコマ収差、色収差の補正に有利となる。

【0055】

また、前記第1レンズ群は、物体側から像側に順に、正屈折力のレンズ成分と、正レンズと負レンズを有し物体側に凸面を向けた接合レンズ成分とからなることが好ましい。ただし、レンズ成分は、物体側面と像側面の2面のみが空気に接するレンズ体であり、単レンズまたは接合レンズを意味する。

【0056】

正の屈折力を物体側のレンズ成分と像側のレンズ成分の物体側面に分担し、像側のレンズ成分に負レンズを用いることで、球面収差やコマ収差、色収差の補正に有利となる。」

（3）上記本件特許明細書の第1レンズ群に関する記載においては、

「2枚の正レンズと少なくとも1枚の負レンズを有し、（【0053】）」

正の屈折力を物体側のレンズ成分と像側のレンズ成分の物体側面に分担し、像側のレンズ成分に負レンズを用いること（【0056】）」

が記載されており、これは、物体側から、2枚の正レンズ、負レンズ、

即ち、上記光学レンズの技術常識から、物体側から、2枚の凸レンズ（各レンズがそれぞれ正の屈折力を有することは明らか）、と1枚の負レンズ（負の屈折力を有することは明らか）となることは明らかである。

（４）また、本件特許明細書の上記（１）での摘記箇所には、「正の屈折率」及び「負の屈折率」を用いた説明どころか、「屈折率」を用いた説明もなされていない。

加えて、本件特許明細書全体においては、「屈折率」との技術用語は、【０１４１】～【０１５１】における数値実施例において「 n_d および v_d は d 線（ $\lambda = 587.6\text{ nm}$ ）における屈折率およびアッペ数」として説明された数値データの説明のみであり、また、具体的な数値データにおいても、正の値のみが示され負の値は記載されておらず、「正の屈折率」及び「負の屈折率」として、新規なパラメータとしての定義がなされていないことも明らかである。

（５）したがって、上記（１）～（４）の点を踏まえれば、訂正前の請求項１に記載された「正の屈折率」及び「負の屈折率」がそれぞれ「正の屈折力」及び「負の屈折力」の誤記であることは、明らかである。

（６）まとめ

本件訂正事項は、誤記の訂正を目的とするものであり、特許法１２６条１項ただし書２号に掲げる事項を目的とするものに該当する。

３ 訂正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「当初明細書等」という。）に記載した事項の範囲内のものであるかについて

（１）当初明細書等には、以下の記載がある。

ア 「【請求項１２】 前記第１レンズ群は、前記明るさ絞りの物体側に配置された２枚の正レンズと少なくとも１枚の負レンズを有することを特徴とする請求項１乃至請求項１１のいずれか１つに記載の結像光学系。

【請求項１３】 前記第１レンズ群は、物体側から像側に順に、正屈折力のレンズ成分と、正レンズと負レンズを有し物体側に凸面を向けた接合レンズ成分とからなる

ことを特徴とする請求項１乃至請求項１２のいずれか１つに記載の結像光学系。」

イ 「【００８７】 図２は実施例２の光学系の断面図である。図２

（ａ）は実施例２の無限遠合焦時の光学系の断面図、図２（ｂ）は実施例２の至近合焦時の光学系の断面図である。

【００８８】実施例２の光学系は、図２に示すように、物体側から像側に順に、正屈折力の第１レンズ群 G_1 と、正屈折力の第２レンズ群 G_2

と、正屈折力の第3レンズ群G3とからなる。また、第1レンズ群G1に配置された明るさ絞りSを有する。

【0089】第1レンズ群G1は、物体側から順に、両凸正レンズL11、物体側に凸面を向けた正メニスカスレンズL12と、物体側に凸面を向けた負メニスカスレンズL13と、両凹負レンズL14と、明るさ絞りSと、像側に凸面を向けた正メニスカスレンズL15と、からなる。」

ウ 「両凸正レンズ」が、正の屈折力を有する両凸レンズであり、「正メニスカスレンズ」が正の屈折力を有するメニスカスレンズであり、「負メニスカスレンズ」が、負の屈折力を有するメニスカスレンズであることは、技術常識である。

(2) 上記ア～ウから、「第1レンズ群は、最も物体側から順に、正の屈折力を有するレンズと、正の屈折力を有するレンズと、負の屈折力を有するレンズと、を有」することは、当初明細書等に記載された事項の範囲内のものである。

(3) したがって、本件訂正事項は、特許法126条5項の規定に適合する。

4. 特許請求の範囲の実質上の拡張・変更について

(1) 上記2で検討したように、「屈折率」を「屈折力」に訂正することは、誤記を訂正するものであって、この訂正により、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでない。

(2) したがって、本件訂正事項は、特許法126条6項の規定に適合する。

5 訂正後の発明が、独立して特許を受けることができるものであるかについて

(1) 原出願の公開公報である特開2012-27349号公報との関係について

本件特許は、特願2010-167789(特開2012-27349号公報)の一部を新たな特許出願とするものであり、新規な事項を加えていないことは明らかであるから、特許法44条1項に規定する新たな出願である。したがって、上記特開2012-27349号公報は、本件特許の出願前に頒布された刊行物とはならない。

(2) 特許法44条2項のみなし規定に基づき本件特許のもとの特許出願の時に
出願されたとする本件特許の出願前に公開された特開2004-3

4 1 5 1 2 号公報（以下「引用文献 1」という。）及び特開平 1 1 - 2 5
8 5 0 4 号公報（以下「引用文献 2」という。）との対比判断

本件特許の訂正後の請求項 1 に係る発明の特定事項である

「物体側から像面側に順に、

正屈折力の第 1 レンズ群と、

正または負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、

正屈折力の第 3 レンズ群とからなり、

前記第 1 レンズ群は、最も物体側から順に、正の屈折力を有するレンズ
と、正の屈折力を有するレンズと、負の屈折力を有するレンズと、を有」
する

点について、引用文献 1 及び引用文献 2 には記載されておらず、また、引
用文献 1 及び引用文献 2 に記載された発明から、容易に想到し得たものと
も言えない。

したがって、本件特許の訂正後の請求項 1、及び訂正後の請求項 1 の記
載を引用する形式で記載された請求項 2 ～ 1 8 に係る発明は、引用文献 1
及び引用文献 2 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明し得たも
のではないから特許法 2 9 条 2 項に該当せず、特許出願の際独立して特許
を受けることができないものでもない。

（ 3 ）また、上記訂正後の請求項 1 ～ 1 8 に係る発明は、他に、特許出願
の際独立して特許を受けることができないとする理由も発見しない。

（ 4 ）よって、本件訂正事項は、特許法 1 2 6 条 7 項の規定に適合する。

第 4 むすび

本件審判の請求は、特許法 1 2 6 条 1 項ただし書 2 号に掲げる事項を目
的とするものであり、かつ同条 5 項～ 7 項の規定に適合するものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成 2 7 年 5 月 1 日

審判長	特許庁審判官	藤原 敬士
	特許庁審判官	大瀧 真理
	特許庁審判官	清水 康司

審判長	特許庁審判官	藤原 敬士	8406
	特許庁審判官	清水 康司	9011
	特許庁審判官	大瀧 真理	9812